

## ●はじめに

沖縄国際大学の山口真也と申します。

私は、現在、学校図書館と個人情報、プライバシーの関係について、特に貸出記録の望ましい管理方法を中心に研究を行っております。昨年、高橋さん（神奈川）のご紹介を頂きまして、神奈川県立高校の司書の皆様と、この問題について話し合う機会を頂きました。その際、「貸出記録を学校図書館でどう管理していくのか？」という問題は、高校だけではなく、小中学校も含めて話し合った方がいいのではないかとアドバイスを頂戴しまして、本日、こうした場を設けて頂くことになりました。私は、今年から、学校図書館問題研究会の会員になったばかりですので、こういう場所に立ってしまって、とても緊張しています。うまくお話できるかどうか分かりませんが、今日は一所懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

では、初めに、私がこの研究に取り組んでみようと思ったきっかけを紹介させていただきます。

私は、学校図書館の研究をずっと行ってきた訳ではなくて、この研究に取りかかる以前は、「マンガの中に見る図書館員のイメージの研究」というテーマで、マンガの中で図書館員がどのように描かれているか、ということ調べていました。マンガの主人公が高校生や中学生であることが多いせいか、マンガ(特に少女マンガ)の中には、学校図書館の職員さんがたくさん出てくるのですが、そのイメージを研究していて気付いたことは、すごくイメージが偏っているということ、一言で言うと「おかしい」ということです(会場笑)。ここでそれを伝えなくてはいけないのが苦しいぐらいですけれども、少し自主規制をして、柔らかく説明をしたいと思います。

まず、マンガの中には「メガネ」をかけている図書館員がたくさん出てきます。この会場には、メガネをかけている人はそんなにたくさんはいませんが、マンガの中の図書館員さんは、大体メガネをかけています。性格は2つに分かれるのですが、怒りっぽい、ヒステリーな人か、あるいは無愛想かのどちらかです。それと、性別は女性が多くて、そして、ここからが言いにくいのですが、その女性はなぜか結婚をしていないんですね。さらに、図書館員という仕事は「世を忍ぶ仮の姿」と考えられていることが多くて、その正体は「正義の味方」だったり、あるいは夜な夜な町に繰り出して遊ぶ謎の人物だったり、しかも、彼らは「私はこのままでいいのかしら」「図書館員なんかやっついていいのかしら」とすごく悩んでいたたりして、ラストシーンでは、他に生き甲斐を見つけて、「さよなら」といって旅立っていく(会場笑)、とてもネガティブな職業ステレオタイプがあることが分かりました。

ただ、これはマンガならばある程度は仕方ないことだと思うんですね。図書館というところは「静かにしなくてはいけない、窮屈な場所」というイメージがあって、おそらく、図書館員のイメージもそこから出てきたものですので、目くじらをたてなくていいのかな、と思っています。ただ、図書館学を勉強している者として、これはちょっと放っておいてはいけないんじゃないかと思ったのは、本日、テーマに上げさせて頂きました、「プライバシー保護」の問題なんですね。実は、マンガの中には、プライバシーの保護について、とってもルーズな図書館員さんがたくさん出てくることに気付きました。

一番多いパターンが、自分の借りたい本が棚になくて、カウンターにいる図書館員に、「先生(これは図書館員のことです)、あの本まだ返ってきてないの？」と生徒が

語りかけて、図書館員さんが「その本は山口くんがずっと借りていて、返さないのよ」と返事をするケースです。こんなことは専門的に勉強した人だったら絶対にやらないと思うのですが、マンガの中では、こういう場面がたくさん出てきます。

また、あるマンガでは、利用者の読書傾向を全部覚えている図書館員も出てきます。その図書館員は、まるでコンピュータのように、何月何日に誰が何を借りたかをインプットしていて、「あの人、どんな本借りたの？」と質問されると、すぐに答えられるみたいな設定になっていて、それが、周囲の人から、「すごい！」と名人扱いされていたりします。

このように調べていくと、プライバシー保護に関しては、正しいことを描いているマンガというものはほとんどなくて、むしろプライバシーを漏洩する図書館員さんの方が多いくらいです。最初の頃は、漫画家さんは図書館の専門家ではないから仕方ないだろうという気持ちで見えていたのですが、あまりにもたくさん出てくるので、もしかしたら、学校図書館というところはプライバシーに関しては、そんなに厳密には考えていなくて、現実こういう図書館員さんがいるから、マンガに反映されているんじゃないかなあというふうにも考えようになりました。

### ●貸出記録の管理方法について考える

この調査をきっかけに、学校図書館とプライバシー保護の関係に興味が出てきました。学校図書館での貸出記録の管理の方法について研究を進めてみようと思いました。

まずこれまでの文献の中で、貸出記録の取り扱いについて触れられているルールのようなものはないか、色々調べてみたのですが、「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」という、学校図書館問題研究会が1980年代の終わり頃に作成した指針、ここでは「ガイドライン」と呼ばせて頂きますが、そうしたガイドラインがあるということを知りました。そして、その中で、学校図書館におけるプライバシー保護のあり方について、きちんとしたルールが決められているということが分かってきました。その全文はこちらの通りですが、学校図書館においても「読書の自由」は保障されるべきであること、また「読書の自由」を保障する方法として、相手が子どもであっても、読書のプライバシーというものは守られるべきであること、更にその1つの方法として、記録が残る貸出方式では第三者に読書内容を知られる恐れがあり、利用者に不安を抱かせたり、読書意欲をなくさせたりすることがあるので、貸出記録は「返却後は残らない方式が望ましい」と提案されていることが分かってきました。

私は、このガイドラインの存在を知って、「なんだ、ちゃんとしたガイドラインがあるんだ」と安心したのですが、このガイドラインは1980年代の終わり頃にできていまして、それ以前の文献をさかのぼっていくと、特に終戦直後の文献（1970年ぐらいまでの文献）では、ガイドラインに書いてあるこの考え方というのは少数派、といいますか、ほとんど出てこないということに気付いたんですね。1990年代以降の文献では、ガイドラインにあるような考え方が一般的になってくるのですが、それ以前は、全く違う考え方があったわけですので、「ガイドラインはあるけど、学校図書館の現場で本当にこのガイドラインは守られているのかな？」ということに、次第に関心が移っていきました。

ということで、本日は、学校図書館問題研究会の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」をベースにして、まず、学校図書館研究の中で、貸出記録と読書の自

由、プライバシー保護の関係は、どんなふうにつえられてきたのかということ、特に、「返却後の記録は残さない」という学図研のガイドラインが成立した背景と必要性を私なりに解釈して整理をしてみたいと思います。その後、私が住んでいる沖縄県の学校図書館を対象とした調査結果の報告としまして、学図研のガイドラインを知っているか、あるいはこのガイドラインに書いてあることを実践しているか、守ることができるか、といったインタビューの結果を紹介していきたいと思います。そして、その調査結果から問題点や疑問点が見えてきましたので、この疑問点を私がまとめた後に、皆様からご意見を頂くという形で進めさせて頂きたいと思っています。

### ●これまでの文献を振り返る

初めに、学校図書館研究の中で、貸出記録の管理方法と「読書の自由」という関係が、どのように考えられてきたのかということ、これまでの文献を振り返って私なりの解釈も入れながら、まとめていきたいと思っています。

学校図書館における貸出記録の取り扱いというトピックが、プライバシー、あるいは個人情報保護するという観点で本格的に議論されるようになるのは、私が調べた限りでは、学図研のガイドラインができた1980年代後半ぐらいから1990年代前半にかけてのことで、それほど昔からではないようです。

### ○終戦直後～1970年代の考え方

先ほども申しましたが、例えば、終戦直後、学校図書館の設置運動が起こっていた頃の考え方を見ていくと、子どもたちの読書記録について、「第三者に知られてはならない」という発想はほとんどなく、むしろ、友だちどうしで共有すべき情報、見せあいつこすべき情報と捉えられていまして、例えば、「あやかり読書」などが推奨されていて、本の後ろの帯出表のところの名前をみて、「お友だちのあの子が読んでいるからきっとこの本は面白いだろう」と思わせることがいいことだ、というような指導方法が提案されていたりします。また、クラス担任は、読書指導をするために貸出記録をどんどん見るべき、使うべきである、とも書かれていますし、読書指導だけではなくて、当時は「ガイダンス」という考え方が非常に強くありましたので、進路指導や教育のために、子どもたちが何を考えているのかということ把握する資料として、貸出記録をどんどん使っていくべきだ、という思想もかなり強かったことが分かります。

また、1948年に、文部省が作った『学校図書館の手引き』という、戦後の学校図書館設置運動を支えた本があるのですが、先生たちが読書指導によって、子どもたちの読書生活を監督したり干渉したりすることで、自由にのびのびと読書をするという雰囲気損なわれることが問題として指摘されてはいるのですが、その続きのところを読んでみると、ここでの「問題点」は、子どもが感じる過度な負担や拘束感というものに限定されていて、「貸出記録を見てはいけない」という方向に行くのではなくて、「子どもに監視されている、あるいは、読書記録を調べられているという恐れや疑念を抱かせないようにすればいい」、つまり「子どもたちに分からないように貸出記録を使いましょう」というようなことが書いてあります。この時点では、貸出記録というものは、他人に知られてはいけない情報であるとはほとんど考えられていませんし、仮に秘密であるとしても、それを先生が見てはいけない、という考え方を確

認することはできませんでした。

「図書館の自由に関する宣言」の中に、「利用者の秘密を守る」という項目が加えられるのは1979年の改訂の際なのですが、実は、当時の改訂の議論をまとめた記事を読んでいくと、学校図書館については、この項目は当てはめることはできないのではないかと、つまり、貸出記録というのは、学校図書館では読書指導でバンバン使っているから、この項目ができると困るよ、という議論が確認できます。もちろん、「宣言」の中には「すべての図書館に基本的に妥当するものである」と書いてありますので、普通に読むと、「宣言」に書かれていることは学校図書館にも該当すると考えられるのですが、「基本的に」という言葉が加えられたのは、「学校図書館では貸出記録は読書指導に使うこともあるので、秘密とは言えない」、だから「例外にするべきだ」という議論があった、と書いてある文献も出てくるんですね。今ではあまり語られることはないと思うのですが、そういう考え方もこの時点ではあった、ということのようです。

1970年ぐらいから80年代半ばにかけての文献を追っていくと、公共図書館では、この時代はすでにブラウン式の導入が進んでいましたので、『学校図書館』などの雑誌記事の中で、「学校図書館でも公共図書館と同じように貸出記録はプライバシーとして保護していかななくてはいけない」、「だからブラウン式を導入していきましょうね」という意見がいくつか現れるようになります。ただ、問題提起としてこうした意見が現れるようにはなるのですが、この時点でもやはり大多数の学校図書館関係者が「学校図書館にはブラウン式は馴染まない」と反対をしているんですね。こちらのパネルに、主な理由を3つ上げてみたのですが、1つ目が、「貸出記録が残らなくなると、個人別のきめ細かい読書指導ができなくなる」ということです。もう1つは「蔵書構成上、公共図書館のようにプライバシー保護は問題にならない」ということ。更に、「教師と子どもは深い信頼関係を結んでいて、教師に貸出記録を知られることは特に問題にはならない」という意見もあります。今、会場でどよめきが起こりましたが、この当時は、そういうふう考えていた方がたくさんいたことも分かりました。

## ○1980年代後半以降の考え方

こういう意見がありまして、1980年代の前半から半ばぐらいまでは、ブラウン式を導入するということが、学校図書館の世界では、かなり否定的に捉えられていたことが分かります。そして、その背景には、読書指導のためならば、貸出記録をどんどん使ってもいいんだという考え方があったように思います。ただ、こうした考えはその後、ずっと続く訳ではなくて、1980年代の後半から90年代にかけて違う意見が出てきます。当時は、各地で個人情報保護条例が施行されたり、「子どもの権利条約」に日本が批准した時期ですので、子どものプライバシー権というものをもっと積極的に認めていこうという考えが広がっていったことが影響しているのだと思うのですが、この時期に、今までとは違う新しい考え方が出てくるんですね。

非常に明快で分かりやすい理論をまとめられているのが、渡辺重夫先生、塩見昇先生ですので、その意見を中心にこちらにまとめさせて頂きました。

まず、貸出記録というものが、ある人物の評価材料として利用されたり、覗き見られたりしてしまう状況にあるとすれば、利用者は常に第三者の視線を気にしながら貸出サービスを利用しなければならなくなってしまい、そのことによって、読書におけ

る自由な雰囲気は損なわれてしまう可能性があります。このことは、公共図書館ではずっと言われてきたことですが、基本的には学校図書館でも同様であって、貸出記録というものは、公共物である図書館資料を適切に管理するために利用者から集めた記録であり、基本的にはそれ以外の用途を持たせてはならない、つまり、読書指導目的では使ってはならない、こういう考え方がこの時期に提唱されています。

こちらに挙げた文章は渡辺重夫先生の言葉なのですが、こうおっしゃるんですね。「貸出記録が自分に対する判断の根拠になることを知った時点で、読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得る」。子どもたちは、貸出記録が自分に対する教育評価の判断材料になるということを知った時点で、読みたい本が自由に読めなくなったり、難しい文学の本なんて読みたくないけど、先生に気に入りたいから、一応借りておこうといった気持ちになるかもしれません。そういうことを子どもたちに強要するということは、「知る自由」や「読書の自由を保障する」という図書館の存在意義を否定することにもなりかねないので、学校図書館でも決して許されるべきではないだろうという考えが、この時期に発表されているんですね。

勿論、1980年代までの文献を調べてみると、今紹介したような意見を主張している人も、一部ですが、確認できます。ただ、そう主張している人に対してどんな反応があったのかというと、「学校というところは教育の場なのだから、読書指導というのは学校図書館の役割であって、学校図書館の役割である読書指導の材料として、学校図書館が管理している貸出記録を使うことがなぜいけないのか？」という反論が多数、寄せられています。しかし、1980年代の終わりから1990年代の初め頃までには、この反論に対してもきちんとした主張がなされるようになっていきます。

こちらにその主張をまとめてみましたが、仮に読書指導を行う必要がある、つまり、先生たちが個人の読書傾向を教育課程の中で把握する必要があるとしても、そのことは貸出記録を資料管理以外の目的で使用する絶対的な理由にはならない、という考え方が展開されています。なぜかというと、個人の読書傾向というものは、それを知っていたがっている先生自らが読書ノート指導を実施したり、声がけを行ったりすれば入手できるものです。学校図書館の貸出記録を使わなくても、子どもたち本人との直接的なコミュニケーションを通じて読書指導を行うことは十分に可能なんですね。図書館員が貸出記録を提供しないからといって、先生たちの教育活動が(少し面倒にはなるかもしれませんが)完全に妨げられてしまうという訳ではないということです。

もっと考えると、貸出記録というものが、読書指導をする、あるいは生活指導をするために、子どもたちの心の中を把握していく上で、100%信用できる材料になるかということ、そうじゃないという反論も成り立ちます。学校図書館から借りた本というのは、借りただけで読まないで返すこともありますし、個人の読書趣味、興味とは無関係に学習のために借りた本も入っています。他にも、子どもは友だちとか公共図書館から本を借りることもありますし、高校生にもなれば本屋さんで購入した本を読むこともあるんですね。こういうことを考えていくと、貸出記録というものは、単純に学校図書館から借りた本のリストに過ぎなくて、個人の読書興味や心の中、何を考えているかということ把握するための資料としては、決して十分なものにはなり得ません。こうした正確ではない情報をもとに、そもそも読書指導とか生徒指導とかを行っていいのかということに大きな疑問が残ります。こういうことを考えていくと、先生自身が、子どもとの信頼関係の下で、自分で子どもたちにどんな本を読んでいる

のか、と聞いた方がはるかに正確な資料を手に入れることができるはずで、学校図書館の貸出記録を指導資料に使うことは確かに便利かもしれませんが、それは、教育指導の本質的なあり方ではない、こうした反論がなされています。

それでも、貸出記録を先生たちが強く求めるとすれば、それは、読書ノート指導をすることが面倒であったり、あるいは本人に声をかけても、無視をされてしまうということが原因ですので、あくまでも先生の努力不足や信頼関係の不足によって生じる問題です。図書館が「読書の自由を保障する」という存在意義を否定してまで、先生の手抜きにつきあう必要は全くない、ということが主張されているんですね。このように考えていくと、貸出記録というものはあくまでも、公共物を管理するという目的で集められた情報であって、読書指導や生活指導など、他の用途とは基本的には結びつけられる性質のものではない、と言うことができると思います。

ちなみに、こういう考えは、だいたい1990年代の前半ぐらいまでに確立されるようになるわけですが、その後の文献を調べてみても、明確な反論は出てきません。もちろん、この考えに反するようなことが、実践報告などの形で『学校図書館』などの雑誌の中に載っているということは時々あるのですが、正面から反論する人はいません。また、司書教諭のテキストにも「読書指導のために貸出記録を使うことはいけません」といったことが書かれていますので、学問上はひとまず、学校図書館でも、貸出記録の用途は資料管理に限定されるべきであるという考え方が一般的な解釈になったのかなと思われる。

それともう1つ大切なことですが、こうした考え方は、当然、最初に紹介しました学図研の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」というガイドラインの中の、「貸出記録は返却後は残らない」というルールにも結びついてくることにもなります。

個人情報やプライバシーというものは、そこに存在する限り、常に漏洩したり、本来の用途以外の目的で利用される危険性にさらされることとなります。つまり、情報管理のリスクが生じるわけなんですね。それを最小限に食い止めるためには、当然、不要になった情報は、抱え込まない方がいいということになります。ですので、不要になった時点でその情報は消去をしたり、本人に返却をしたりすることが、リスクを小さくする一番良い方法になります。もちろん、貸出記録は資料を貸している間は残りますのでリスクが完全になくなるわけではないのですが、不要な情報をいつまでも抱え込んでリスクだけいたずらに増やすよりは、用途がなくなった時点で消去する、もしくは本人に返却した方がいいだろう、という考えになります。

学校図書館の貸出記録についても、公共図書館と同じように、その用途が資料管理に限定されるのであれば、保有期間は当然、資料管理という用途を終えた時点になりますので、具体的には利用者に貸し出した資料が無事に返却された時点までに限定されるべきだ、と考えることができます。

#### ○学校図書館だからこそ議論すべき

ちなみに、「図書館の自由」と貸出記録の関係については、これまでどちらかというと、日本図書館協会を中心に議論されてきて、学図研ではしっかり取り組んできたと思うのですが、全国SLAの方ではあまり取り上げられてこなかったように思います。ただ、「貸出記録は返却後、残らない」というルールは、学校図書館だからこそ重要になってくるんじゃないか、というふうにも私は思っています。

一般的に、公共図書館は単独で設置されますが、学校図書館は教育機関の中に設置されます。いくら図書館員が「貸出記録はプライバシーだから見せられません」と頑張っている、管理職やクラス担任が「読書の自由」や「図書館の自由」について理解を示してくれるとは限りません。それと、小中学校の場合はまだまだ司書が配置されていない無人のところも多い訳ですし、高校には定数法がありますので司書の方はいらっしゃると思いますが、人がいたとしても、学校図書館は一人職場ですので、その人が電話に行ったりとか、あるいはトイレに行ったりする間に、貸出記録が書いてあるような「個人カード」とか、またはコンピュータの中に残る貸出データを盗まれてしまうということが起こってしまうかもしれません。こうしたことを考えていくと、学校図書館というところは、貸出記録というものが、生活指導や読書指導を目的として利用されたり、あるいは他の人に覗き見られたり、盗まれてしまう、そういう外部漏洩の問題が非常に生じやすい体質を持っている、とも考えられます。

例えば、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」の中には、貸出記録を求められるケースとして、警察から捜査協力を求められた時に図書館員がどう対応するかが書いてあって、令状を持ってこない限りは、貸出記録は見せないというようなことが決められているわけですが、現実にはそういうことは滅多に起こらないと思うんですね。つまり、公共図書館では、貸出記録を資料管理以外の用途で見せてください、と言われることはほとんどないと思うのですが、学校図書館の場合は、図書館が単独で設置されてなくて、「読書の自由」という理念を理解していない人たちが周りにたくさんいますので、常に、読書指導や生活指導を目的として貸出記録を見たいです、という人がやってくる可能性、危険性があるわけです。

こういうことを考えていくと、公共図書館の方で、貸出記録は目的外に使ってはいけない、残してはいけないということを議論するのであれば、目的外利用、外部漏洩の問題が起こりやすい学校図書館であれば当然、貸出記録の管理方法というものは議論されるべきですし、学校図書館だからこそ、貸出記録は残さない方がいい、ということが言えるんじゃないかと私は思っています。

## ●沖縄県における学校図書館での貸出記録の取り扱いに関する調査結果より

次に、学校図書館での貸出記録の取り扱いに関する調査の結果をまとめてみたいと思います。

今まで紹介した考え方というのは、1990年頃を境に雑誌記事や論文などに出ってきます。学図研のガイドラインも大体この時期に作られている訳ですが、それ以前、1980年代後半以前は、大多数の人が、貸出記録は読書指導に使っていきましょう、と考えていたようです。学図研のガイドラインは私も好きなのですが、実際に現場できちんと守られているのかどうか、ということがとても気になりましたので、2004年3月から2年ぐらいかけて、学校図書館に勤務されている方、140名を対象に、1人1時間ぐらいかけていろいろとお話を聞いてきました。

ご存じの方も多いと思いますが、沖縄県という地域は、小中学校も含めて、全県的に、専任、かつ正規、専門の職員を配置してきた歴史があります。他の業務との兼務もほとんどの人がしていなくて、正規の公務員として雇われてきた人がだいたい7割ぐらいいます。小学校の平均年間貸出冊数が130冊を越えていたり、中学校でも40冊に迫っていて、全県的に、大変熱心な読書活動が行われています。しっかり活動

していない学校図書館を対象として、「貸出記録を残さない方がいいですか？」と質問しても、「誰も借りていないからどちらでもいいですよ」と適当に回答されてしまう可能性がありましたので、やはり、きちんとした活動がなされている地域、貸出冊数が多いところに聞いた方がいいだろう、と考えまして、沖縄県の学校図書館を対象に調査を行ってみました。

### ○貸出記録の保有状況

調査結果をまとめたものがこちらになります。まず、貸出記録が残っているのか、いないのか、返却後、残さないようにしているのか、それとも残しているのかどうか、ということを知ってみました。

沖縄県は、現在、コンピュータ式とカード式の二つに分かれています。まずコンピュータ式の学校図書館について、小中高別に見ていくと、すべて、貸出記録は返却後も残されていることが分かりました。つまり学図研のガイドラインで書かれていることとは大きく異なる状況になっていることが分かります。

小中学校のシステム、方法を詳しく調べてみると、個人用の貸出カードは、紛失が怖いので、個人持ちにはせずに、多くの学校で、図書館の中にまとめて置いてあります。そして、この貸出カードにはバーコードがついていて、コンピュータでピッと読ませると、今まで自分が何を借りたのかというのが、一覧でパッと表示されるようになっていきます。パスワードはかかっていませんので、子どもたちはとても簡単な手続で他の子どもの貸出記録が見れる状態になっています。地域によってシステムの種類は違うのですが、ほとんどの小中学校で、同じような機能が入っているんですね。一方、高校の方では、小中学校のように、利用者が簡単に履歴を見られる仕組みにはなっていないのですが、「貸出記録簿」という形で、個人別に、誰が、いつ、何を借りたのかというデータが、1年生のころから卒業までずっと残されています。その記録は、司書用のコンピュータでしか閲覧できないそうですが、こういう状況を見ていくと、貸出記録を一定期間残すことを前提に、システムが作られているんだということが分かってきました。

次にカード式の学校図書館の状況を見てみたいのですが、まず小中学校を調べると、こちらも、すべての学校図書館で貸出記録が残されていることが分かりました。カード式でも、「ブラウン式」という方法で、貸出記録を残さないことができるのですが、小中学校の場合は、ほとんどが「個人カード式」(自分が何を借りたのかという情報をカードに毎日書いていく方式)か、もしくはニューアーク式の併用方式が採用されていて、その記録は、一定期間図書館の中に残ることになっています。

一方、高校の方ではカード式の図書館は少なく、全部で8校しかありません。うち7校については小中学校と同じような状況で、個人カード式が用いられていましたが、1校だけ、ある離島の高校なのですが、そちらでブラウン式を導入しているという回答がありました。つまり、貸出記録を残していないのは、調査した範囲では、この一校だけということになります。

この高校の司書の方にお話を聞いてみたのですが、学図研のガイドラインについてもご存じで、日頃からプライバシー保護を意識しながら活動している、とのことで、大変意識の高い方でした。ただ、この方はブラウン式を導入して、2校目になるようなのですが、前任校にはその後、非常勤の方が入っていて、今でも貸出方式はブラウ



ン式のままなのですが、よくお話を聞いてみると、その方は、貸出記録が残らないのはやはり困ると思って、自分でメモのようなものを作っていて、書名ではなくて、分類別に何類を誰が何冊借りたかということパソコンに打ち込んで、読書指導をしようと思っています、と仰っていました。ブラウン式を導入している学校からみれば、びっくりしますが、その方は本当に一所懸命な方で、すごく熱心なんです。こういうことを聞いていくと、一人の図書館員がプライバシー保護について問題意識を持っていても、なかなか広がっていかないんだなあということが分かってきます。これが沖縄県の貸出記録の保有状況になります。

### ○貸出記録の保有期間

以上のように、貸出記録を残している、という状況が沖縄の学校図書館では前提になるのですが、残しているといっても、1週間くらいで消しているかもしれませんし、翌日消しているかもしれません。そこで、調査では「いつまで貸出記録を残していますか？」ということも質問してみました。その結果をまとめたものがこちらになりますが、「在学期間中」と回答された方と、「年度内」、つまり、「4月から翌年の3月まで」と答えた方がほぼ同数となっています。さらに、コンピュータ式、カード式を問わず、こちらのグラフのように、学齢が上がるとともに、保有期間が長くなる傾向もありまして、小学校では年度末にデータを消去したり、カードを本人に返していたりするんですが、高校は卒業まで残して、それを卒業時に記念に渡す、というような行事をやっているようです。インタビューでは、なぜ小学校では1年に1回、貸出記録を消去して、高校では卒業まで残しておくのかな、と不思議に思って、理由を聞いてみたのですが、プライバシー保護が特に意識されているわけではなくて、どうも管理上の問題があるらしいことが分かってきました。つまり、小学校の方は1年間で平均135冊も貸出がありますので、それだけデータやカードが溜まってしまいます。6年間も残しておく、とんでもないことになりまして、一年で処理をしないと管理が面倒なので、1年に1回、返している、ということのようです。これに対して、高校の方は、年間平均で6冊ぐらいしか貸出がないそうなので、貸出記録が図書館の中に残っていても、それほどデータが重くなることもないし、カードがたくさんになって困ることもないそうなんです。ですので、卒業まで残しておいても大丈夫というお話でした。

この他にも、貸出記録の保有期間がはっきり決まっていない、分からない、という回答もいくつか確認されています。例えば、ある地域では、カウンターの貸出用のコンピュータからは年度末にデータは消すそうですが、そのデータはなぜかMOディスクにバックアップされていて、それが事務室に長期間ずっと置いたままになっているそうです。その地域では、貸出システムを導入してから8年ぐらい経っているのですが、最初の頃のディスクをずっと残している学校もありました。さらに、ある中学校では、カウンターの後ろに棚があって、そこに過去の個人カードがずっと置きっぱなしになっていますし、書架の上に段ボールがあって、そこに何年にもわたってカードが入れたままになっている小学校もありました。個人情報保護条例の中に、安全管理義務がありますので、貸出記録が個人情報であれば、こういう状態は非常に危険で、大至急改善しなければならないはず。学校図書館の現場には、一部ですが、記録が残ることに余りリスクを感じていない人もいるんだ、ということが分かってしまし

た。

#### ○貸出記録は返却後残さない方がよいか？

以上のように、沖縄県の学校図書館では、「貸出記録は返却後、残らない」という考え方はほとんど定着していません。ただし、こうした状態は意識的に生み出されているわけではなく、もしかすると、今まで、貸出記録の取り扱いに無頓着だったからこうなっている可能性があるのではないかと考えられます。そこで、インタビューでは、「貸出記録を図書館の中に残しておく、読書指導や生活指導などを目的として、先生に求められたり、データやカードが紛失して、個人情報保護条例違反に問われる可能性がありますよ」と説明をした上で、「貸出記録は返却後は残さない方が安全ではないでしょうか？」と提案してみることにしました。その答えをまとめたものがこちらになりますが、私の提案に対して、「賛成」の意見を示した方は残念ながら11人しかいませんでした。140人に質問していますので、そのうちの7.8%という非常に少ない割合です。一方で、大多数の人は、これまで通り、貸出記録は「返却後も残しておきたい」と回答していき、この人たちが全体の79.8%を占めています。さらに、ひとまず、私の提案を理解はしてくれたものの、「1人では決められない」、「全体で話し合ってから決めたい」という慎重な意見が12.4%という結果になっています。

こちらの図は、以上の結果を勤務経験ごとに分けてみたものです。勤務経験5年未満までの比較的若手の人と、6年以上の中堅、さらに11年以上学校図書館で働いているという人で分けてみましたが、どのグループも同じような比率になっておりまして、それほど大きな違いはありません。経験が浅いからと言って貸出記録がプライバシーだという意識が強くなるわけではありませんし、逆に、経験が長いからといって貸出記録がプライバシーだという意識が低くなることもありません。経験年数を問わず、貸出記録は残しておいてもいいと多くの学校図書館員が考えているんですね。

さらに、以上の調査結果を調査時期別に分けてみたものがこちらの図になりますが、2005年4月から個人情報保護法令が本格施行されていますので、その前後で意識が変わったのではないかと、思いまして、2005年3月までと2005年4月以降で分けて集計してみたのですが、こちらについてもそれほど大きく変わっていないことが分かります。つまり、経験年数や調査時期を問わず、沖縄の場合は、「貸出記録は返却後も残しておいた方がいい」という考え方が定着していることが分かります。

#### ○なぜ貸出記録は残しておいた方がよいのか？

では、学校図書館員の多くは、なぜ、「貸出記録は残しておかなければならない」と考えているのでしょうか。先に紹介した理論では、学校図書館の貸出記録は、資料管理の為に集められたものですので、返却後には用途は存在しないことになっていきますが、多くの学校図書館員が「残しておきたい」と答えているということは、何かの用途があるのではないかと、思いまして、インタビューでは、「返却後の貸出記録にはどのような用途がありますか？」と聞いてみることにしました。

その結果をまとめたものがこちらになりますが、簡単に言えば、学校図書館の貸出記録というものが学校全体で取り込まれている読書指導に深く結びついていて、返却後も用途があるので、残しておかないといけない、ということが大きな理由になって

いるようです。

例えば、沖縄県では、小学校で9割、中学校で8割がクラス担任への定期的な貸出冊数の報告を行っています。「この子は1ヶ月に何冊借りてますよ」という情報をクラスごとにリスト化して、定期的に先生に渡しているんですね。元々、沖縄という地域は方言が特殊なので、古くから本土と国語力格差が心配されていて、「学力向上対策」の1つとして、もっともっと読書をさせなくてはいけないという考え方がありました。その取り組みの一例として、1970年代頃から「朝の読書」に取り組んできた学校もありまして、かなり以前から、個人の貸出冊数を読書指導の資料に使うということが、当たり前のように行われてきた経緯があるんですね。

この他にも、同じような用途として、「多読賞を実施する」「通知表へ貸出冊数を記載する」といった回答も確認されています。通知表に貸出冊数を記載するという考え方については、私個人としては、冊数が点数化されてしまって、自分の好きな本を自分のペースでゆっくり読んだり、好きな本を何回も噛みしめながら読んだり、あれこれ空想しながら読む、そういうマイペースな読書が出来なくなってしまうような、「読書の自由」ということから、遠くなっていくような気がしているのですが、沖縄県の公立の小中学校では、通知表に貸出冊数を記載しているところが大変多いんですね。こちらの図はその通知表の1つですが、「学校生活」のところに、「進んで読書ができる(図書館利用)」という項目があって、一学期に何冊、二学期に何冊、三学期に何冊というような記入欄が設けられています。このことから分かるように、沖縄県の学校図書館では、貸出記録というものは、かなり以前から、学校全体の読書指導に深く結びついていて、そうした環境の中で、学校図書館員も「残しておかなければいけない」という考えになっているように思われます。

さて、今、紹介した「クラス担任への定期的な報告」や「通知表への記載」といった用途は、「貸出記録」とは言っても、その全てではなくて、「冊数」を残しておきたいという理由になる訳ですが、インタビューでは、「書名、タイトル」も含めて、全ての貸出記録を残しておきたいという意見もいくつかありました。

こちらがその意見をまとめたものになりますが、「子どもたちが読書履歴を振り返るために」とか、「卒業時、進級時に記念として贈呈したいから」とか、「図書館員自身が読書指導したいからその資料として残しています」などの回答が確認されました。先程、私は、今挙げたような必要性があるとしても、読書ノート指導がちゃんとできていれば、貸出記録を残して、それを利用する必要性はないはずだ、という理論を紹介しましたが、沖縄の学校図書館員の方にこのことを伝えても、「読書ノート指導なんて学校ではできないですよ」といった消極的な意見が非常に多いんですね。

なぜかという、子どもたちというのは、基本的には「読書が嫌い」らしく、読むことと書くことをくっつけて、「読んだら書きなさい」という指導をすると、いっぺんに図書館が嫌いになってしまうので、読書ノート指導をするなんて学校ではとても無理です、という考えがあるようです。そうであるならば、読書の自己管理能力が乏しい子どもたちに代わって、学校図書館が貸出記録を管理してあげて、以前借りた本やもう一度読みたい本があったら図書館に残っている個人の履歴を確認して、それを教えてあげたり、あるいは卒業の時に記念品として贈って喜ばせたり、更に学校図書館員が、貸出記録を時々チェックして、その子どもの興味に応じた資料提供をする。そうした働きかけを通じて、学校図書館を利用している期間は、貸出記録を残すこと

の大切さ、あるいは読書の楽しみを実感させる時期にあてたほうがいい、という意見が多く聞かれました。

学図研のガイドラインでは、「貸出記録は返却後、残らない」という理念が掲げられている訳なのですが、沖縄の学校図書館の現場では、そもそも、そうした理念が成り立つような状況ではない、という意見が根強いことが分かってきました。

## ●学図研のガイドラインを検証する

### ○沖縄だけの問題なのか？

さて、ここまで色々お話ししてきましたが、まとめてみますと、沖縄県では、小中高、いずれも貸出記録は返却後も学校図書館の中に残されていて、図書館員の多くは、「返却後、記録を残してはいけない」とは考えていません。こうした結果を、沖縄だけの特殊な状況とみるのか、それとも全国的に同じようなことが起こっていると考えなのか、ということについては、これから全国調査を実施して、把握していきたいと思っているのですが、個人的には、沖縄だけの特殊な問題ではないのではないか、と考えています。

こちらにも少し書いていますが、小中学校とは違って、高校の図書館では学校全体で読書指導が行われているわけではありませんので、貸出記録の返却後の用途は「多読賞の実施」「記念贈呈」くらいしかなくて、貸出記録を返却後は残さなくてもいい、という意見が小中学校と比べるとかなり多くなっています。その一方で、小学校や中学校では学校全体で、かなり熱心に読書指導に取り組んでいますので、そこから色々な用途が生じて読書記録を残さなくてはいけないという考えが強くなってきます。つまり、読書活動への取り組みが、学校単位になればなるだけ、貸出記録に対する利用価値が生じて、それによって記録を残すことに対するニーズが高まっていく訳です。

最近、ちょっと不安なのは、読書推進法などが整備されてきていて、そのこと自体は良いことなのですが、読書の意義が注目を浴びようになってくると、今はまだ沖縄ほど読書活動に取り組んでいない地域でも、これから学校をあげて、読書指導をやっていこうというところがでてくると思うんですね。こうなってくると沖縄の学校図書館員の方と同じような考え方を持つ方が出てこないとは限らないかなというふうに考えています。

それともう1つ、沖縄県では、小中学校には専任、正規の人を配置していますが、こうした恵まれている環境だからこそ、現在のような状況が生み出されたのではないかとも思っています。「恵まれている」とは言っても、沖縄県内の自治体はどこも財政的に苦しい状況にありますので、いつ他府県並になるかわからないという危機感が常に学校図書館員の方々にはあります。他の地域では、小中学校には専任、正規の図書館員は少ないわけですから、沖縄の学校図書館がそうならないように、「もっともっと自分たちが学校教育に役立たないといけないんだ」という発想があったんじゃないかと思うんです。そうした雰囲気の中で、沖縄の図書館員は、これまで、先生から求められて嫌々、貸出記録を提供してきた、というよりも、「もっともっと役立ちますよ」という発想で、むしろ図書館の側から積極的に貸出記録を提供していったのではないかと、とも私は考えています。恵まれている環境だからこそ、図書館員として、司書として、実績を上げなければいけないという、そういうところから、現在の状況が生まれてしまったような気もしています。

今、高校の図書館では非常勤化が進んでいますし、逆に小中学校では時間雇用からフルタイムへ、または正規雇用に変えていこうという動きがでてきていて、学校教育の中で学校図書館、あるいは司書がいかに関与するのかをアピールしていかなければならない時期にきています。その中で、沖縄と同じように、学校教育に図書館が関与するための方法として、「貸出記録を指導資料として提供するべきだ」と考える学校図書館員が出てきても、全く不思議じゃないというようにも感じています。

そしてもう1つの問題ですが、沖縄県の学校図書館では、読書指導のためにクラス担任に伝える情報は、とりあえず「冊数」だけですが、これがいつタイトルになるのかわからないという問題もあるように思っています。実は、沖縄でも、既に貸出冊数だけでなく、分類別の貸出傾向についても集計して報告している学校もあります。そうすると、分類別傾向がタイトルに変わるのは、もう時間の問題じゃないかという気がしているんですね。

こうしたことを考えていくと、やはり、沖縄だけが特殊な状況と見るのではなくて、この問題は全国どこでも起こりうるものとして捉えていくべきだと思います。ですので、本日は、残りの時間で、なぜ学図研のガイドラインが現場で理解されないのか、ということを検証していきたいと思っています。

#### ○貸出記録はプライバシーではない

1つ目の問題は、「ガイドラインそのものが知られていない」ということです。そして、もう1つは、「ガイドラインの主旨は理解出来るけど、その必要性を実感できない」ということになります。

私は「貸出記録は消した方がいいんじゃないですか？」と提案して歩いているのですが、「記録が残っていても、別に誰も困っていないんだからわざわざ記録を残さないようにする方がかえっておかしい」「読書ノートを付けさせるなんて子どもがかわいそう」、だから「貸出記録を残しておいてもいい」という意見が学校図書館員の中には非常に多いです。こうした回答について気になるのは、最初の方で挙げた学校図書館の性質です。学校図書館というのは常に人手不足の状態にありますし、「読書指導をしたいから記録を見せて」というように、貸出記録を目的外に使いたいという要望が頻繁に寄せられるのではないかと考えられます。それなら、「誰も困っていない」と回答した方の図書館では、こうした問題は全く起こっていないということなのかな、と思って聞いてみたのですが、実は問題はけっこう起こっているようなんですね。まずは、「クラス担任の先生たちが、読書指導や生活指導をしたいから貸出記録を見せて下さい、とやって来ることはありますか？」と聞いてみると、こちらの図から分かるように、「ある」と答えた人が全体の4割を越えています。例えば、定期的にクラス担任がやってきて、カードボックスをチェックしたり、職員室にカードボックスを持って行ったりとか、そういうことも普通に起こっている学校もあるそうです。

次に、外部漏洩の問題について、「貸出記録が友だち同士で他の人に見られていたり、保護者に見られていたり、あるいは外部の人にみられていたりすることはないですか？」と聞いてみると、こちらの図のように、小中学校では、個人カードは紛失が怖いので図書館の中に置きっぱなしになってしまっていて、入口の近くにあったり、フロアにあったり、図書館の前の廊下にカードボックスがあったり、低学年の場合は教室に置いてあったりしますので、かなり頻繁に、児童生徒同士での覗き見が起こってい

るという回答がありました。

では、目的外利用の問題も、外部漏洩の問題も、決して起こっていないことではないのに、なぜ、貸出記録を残しておいてもいいことになるのでしょうか。冊数は仕方ないとしても、タイトルまでなぜ残しておかなければいけないのでしょうか。その答えをまとめたものがこちらになりますが、例えば、「学校図書館の資料は先生たちによって選択されているので基本的にはプライバシーはない」とか、「小学生に対してプライバシーなんて大げさでしょう」というような意見が確認されました。ある方は、実際に、小学校低学年の子どもから、自分の貸出カードがこんな風にフロアに置いてあるのはいやだ、と言われたことがあるそうなのですが、「子どもがプライバシーなんて言い出すのは異常」なことで、「大人が知恵を付けているとしか思えない」と仰っていました。つまり、貸出記録がプライバシー、個人情報だということは、学校図書館にいると実感できないというのが多くの意見なんです。ですので、個人カードが、カウンターやフロアに置いてあって、友だち同士で記録を見ている、別に誰も嫌がっていないのだから、わざわざ記録を残さないようにして、読書ノート指導を先生や子どもたちに強要するなんてことは「イデオロギー的」なことで、「学校では通用しない」という意見もあるんです。「あなたは学校図書館を知らなさすぎます」というようなことも、インタビューの中では何度も指摘されました。

#### ○資料収集・提供の自由が実践されていない

私は学校図書館では働いたことがありませんので、「あなたは学校図書館を知らない」と言われてしまうと、こんなことにこだわっている私の方が変なのかなと思ったりもするんですが、小学校の図書館員の方は「中学生になったらプライバシーのことは気をつけなきゃいけないけど、小学生はまだまだ子どもなんだからそこまで気にしなくてもいいです」と仰っていて、中学校の方は「高校になると気をつけなくていいけど中学校なら考えなくていいですよ、みんなオープンですよ」と仰います。じゃあ、高校になったらどうなるのかな、と思うんですが、「公共図書館だったら」とおっしゃるんですよね。「公共図書館だったらいろんな本があるから気をつけなくてはいけないけど、高校では、そこまで考えなくていいですよ、まだまだ子どもですよ」というような返事が返って来ます。司書の方が嘘をついているとは思えないので、まさにこれが実感で、こうした実感があることに、何か大きな問題が隠れているんじゃないかと思うようになってきました。

よく考えてみると、貸出記録というものが「読書の自由」を侵害するほどの個人の秘密であったり、それが漏れることによって人権が侵害されるような価値のある情報だと実感するためには、当然、図書館の中に、読むことが人に知られると恥ずかしいような、人に知られたくないと思うような本がないといけない訳ですね。しかもその本を、図書館の中でこっそり読むのではなくて、自由に堂々と借りて帰ることが出来るような雰囲気がないといけないということです。反対に、学校図書館に、当たり障りのない本、という言い方は良くないかもしれませんが、秘密に感じないような本しかなくて、貸出サービスが重視されていなければ、貸出記録とプライバシーが結びつかないとしてもそれは仕方のないことのようにも思われます。

学図研に今年入会させて頂いて感じたことは、会員の皆様がこの資料収集・提供の問題にとっても真面目に取り組まれているということでした。マンガでもマニュアル本

でもライトノベルでも差別語が書いてある本でも何でも提供していますという報告もありましたし、ヌード写真集でも制限しないで提供するところがあって、学図研の中では、どんな資料でも、「提供すること」を前提に学校教育との関わりを考えているという姿勢があるように感じました。そうした資料収集・提供の実践がなされている図書館では、当然、「読書の秘密」というものは実感されやすいと思うのですが、そこまで考えていない、実践していないところでは、「読書の秘密」というものがとってつけたもののように感じてしまうことは仕方がないのかなと考えています。学図研の「返却後、記録が残らない」というガイドラインを広めていくためには、その前提として「資料収集・提供の自由」という理念をどう実践するのか、ということもあわせて考えていけないのかなというふうにも思っています。

#### ○ガイドラインの表現に曖昧な部分がある？

それと、もう1つ、これはぜひ伝えたいところなので説明させて頂きたいのですが、学図研のガイドラインが広がっていかない理由としては、こちらのように「ガイドラインの表現に曖昧な部分がある」という問題があるようにも個人的には考えています。

実は沖縄県でも学図研の会員はいないわけではなくて、会員がリーダー的に活躍している地域では、貸出履歴については人に知られないようにしましょうということで、例えば延滞督促の用紙などは「内側に折ってホチキスで留めて担任の先生に渡します」とか、あと利用者同士で貸出記録を見させないように利用者用のコンピュータでは履歴を見えなくして、図書館員しか見えるようになっていないとか、そういうことに取り組んでいる地域もあるんですね。ただ不思議なことに、貸出記録を見せてはいけないという発想はある一方で、返却後、貸出記録を残してはいけないということについては、ほとんど理解されていないように感じました。

このことについて、なぜなのかな、といろいろ考えてみたのですが、学図研のガイドラインがどうもカード式を対象にしている、コンピュータ式は対象にされていないように読み取れる部分が、解釈の曖昧さを生んでいるのではないかなと、最近ちょっと思うようになってきたんですね。

最初に紹介しましたように、個人情報というのは用途を終えたら早めに本人に返却するか、消去するのが安全です。ガイドラインに書いてある「残らない」という表現は、ブラウン式では非常にしっくりくるのですが、コンピュータ式では「残らない」というのはちょっと間接的な感じがします。たぶんこのガイドラインができたのはカード式の頃だったので「残らない」という表現になったのかな、と思ったのですが、コンピュータ式でも同じようにやっつけようとするならば、「消去するという」、というような、具体的、直接的な表現に変えていった方がいいのかな、と個人的には思っています。

それと、もう1つ気になることがあるのですが、先日ある学図研の会員の方からお話を聞いたのですが、カード式の頃は、ブラウン式を採用して、記録が残らないように気を付けていたけれど、コンピュータ式に移行するとなぜかコンピュータの中に記録が残っているシステムになっているということが多いらしいんですね。その後も、いろいろ調査してみたんですが、コンピュータ式の学校図書館で貸出記録を公共図書館と同じように、返却と同時に消去をしている学校図書館というのは、私はまだ知らないんですね。もし今日、参加されている方で、「私の学校図書館では返却と同時に

消えます」というところがあったらぜひ教えて下さい。

学図研の会員さんでも、カード式のころはすごく気をつけていたことがコンピュータ式になるとそんなに気にならなくなる、というのは、もしかすると記録を残さないという目的が、外部漏洩を防ぐことにあると考えられていて、読書指導のために先生から求められるときに、学校図書館は断ることができないから、消えていた方が安全というように、目的外利用を防ぐ為に残しておかないほうが良いという考え方は、あまり理解されていないのかなとも思っています。

私は、学図研のガイドラインは、外部漏洩を防ぐために記録を残さないようにする、とだけ主張しているのではなくて、読書指導などに使用されないためにも残さない方がよいという主張も含まれていると解釈しているのですが、学図研のガイドラインには、目的外利用の部分については、はっきりとは書いてないんですね。それに対して、日本図書館協会が作っている「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」という、1984年に出たガイドラインの方では、学図研よりもっとダイレクトにはっきり書いてあります。読んでみますが、「貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない」、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」と書かれています。

このガイドラインでは、図書館が貸出記録を利用者から集める理由というのは「資料管理」に限定されるべきであって、「人の管理」ではない、これは、学校図書館の場合は「子どもの管理」となりますが、「子どもの管理」のために使ってはならないという文章になっていて、とても分かりやすいです。この部分が、学図研のガイドラインの方にははっきりと書かれていないような気がするんですね。解釈上は含まれていると思うのですが、はっきり表現されていないので、そこで解釈に違いが出てくる、曖昧さがでてくるという感じがします。コンピュータ式では何に気を付けるべきなのか、とか、読書指導の為に貸出記録を使っていいのか、とか、こういう問題にどう対処すべきなのか、ということもはっきり書いてあるガイドラインの方が、現場の方にとっては分かりやすいのではないのでしょうか。

インタビューで現場を回っていて感じたことは、貸出記録はプライバシーだから、先生から求められたときに提供してはいけないという気持ちはあるけれども、「拠所がない」と言う人がとても多いんですね。学図研のガイドラインがあればきっとこんな時に使えると思うので、もう少しははっきり、分かりやすく書いてある方が良いのかな、というふうに思っています。

○そもそもコンピュータ式では貸出記録は消去すべきなのか？

最後に、こちらの問題を取り上げてみたいと思います。ここまで私は、貸出方式を問わず、貸出記録というのは残さない方がよい、つまり返却時に消去すべきだという理論などを紹介してきたのですが、その一方で、そもそもコンピュータ式では貸出記録を消去すべきなのかということについても、皆様のご意見をお聞かせ頂きたいと思っています。

最近、OPACの研究をしている技術者の方とお話することがあったのですが、その方から見て、「今のOPACはおかしい」と思われるそうなんです。例えば、OPAC



で「資格試験」とキーワードを入れたら、ジャンルに関係なく、資格試験の情報がパ  
ーッと出てきてしまいます。自分の興味とかを OPAC は読み取ってくれなくて、も  
う何でもかんでもランダムにでてくるだけだということなんですね。

こんなOPACで、図書館で資料を検索できますと言っても意味がないから、やはり、  
図書館側は、利用者の読書傾向をつかんでおいて、何かキーワードを入れた時に検索  
結果を並べ替えて表示してあげた方が親切なのではないか、と言われるんですね。  
つまり、この利用者は過去にこういう本をたくさん借りたから、きっとこの辺のこ  
とに興味があるだろうということを図書館の側が記録として管理をしておいて、これ  
を利用して OPAC の検索結果を並べ替えていく、こういうような研究をするべきだ  
という発想が、OPAC 研究の分野では既に出てきているそうです。

それともう1つのサービスとしては、Amazon をイメージして頂くと分かりやすい  
と思うのですが、図書館に行って自分のパスワードでコンピュータにログインしたら、  
「あなたにはこういう本がお勧めですよ」とか、「この本の新刊が入りましたよ」と  
いうことを過去の履歴を参照して教えてくれるようなサービスを図書館もやってい  
かないとおかしいんじゃないかと、その技術者の方は仰っていました。その方から見  
れば、Amazon ができることを図書館がやらないということはとても不思議なことら  
しいんですね。

当然、こういうシステムを作るときには、個人の貸出記録は図書館の中に残さない  
といけないのですが、先ほどの日本図書館協会のガイドラインには「残さない」「消  
去する」ということが書いてあるわけです。技術者の方から見れば、こういう規制と  
いうのは、とても変なものに思えるらしく、「時代に取り残されてしまって、図書館  
が置いてけぼりにされてしまうんじゃないか」、そうした不安があるそうです。

図書館界では「貸出記録というものは、残っている限りはいつ漏れてしまうかわか  
らない」ということが記録を残さない1つの理由になっているわけですが、個人情報  
というのは、一般企業や病院だって持っています。比較してはいけませんが、病院が  
管理している個人情報というものは、もしかすると図書館よりももっとシリアスなも  
のが多いかもしれません。それでも病院は患者の記録を残しているんですね。どうや  
って残しているのかというと、ちゃんとルールを決めて、あと技術的に情報が漏洩し  
ても解読できないように暗号化しているわけですが、だったら、図書館でも、企業と  
か病院並のセキュリティと暗号化技術を備えておけば、貸出記録を残して活用して、  
良いサービスをしていった方がいいんじゃないかと、その方は主張される訳です。貸  
出記録が漏れることばかり意識して、漏れるかもしれないから消すという発想じゃな  
くて、漏れないようにして、活用するというをそろそろ考えていく必要があるん  
じゃないか、ということなんですね。

もちろん、カード式の頃は、「残すこと」＝「漏れること、見られること」だった  
と思うんですが、コンピュータ式の場合は残しても見られないようにすること、もし  
外部に流出したとしても、暗号化して解読できなくすることは、技術的に可能なんだ  
から、そろそろそういうことも踏まえたガイドラインを作っていくべきなんじゃない  
か。それでも心配な人は、サービスを選択制にして、私は記録を残す、私は残さない  
とか、この本については残さないとか、そういうことを選択制にしていけば、あとは  
自己責任で利用してもらえばいいんじゃないですか、と、その方は主張されています。

さらに言いますと、貸出記録を残さない理由には、「目的外利用を防ぐ」というこ

ともあるのですが、この点についても、学校図書館とか公共図書館には、「司書」という専門職がいるわけですから、先生たちから「読書指導をしたいから記録を見せて下さい」と言われたときも、きちんと条例とか内規とかルールを作って断ればいい、と仰っています。

それともう1つ、これまで学校図書館では、「あなたにはこんな本がおすすめです」というサービスは、図書館員自身が、大体この子はこの辺の本が好きだから、この新刊気に入るかしら、みたいな感じで薦めていたと思うのですが、この技術者の方のお話しでは、そこまでプライバシー保護にこだわるなら、図書館員が間に入るよりは、コンピュータが記録を管理して、お薦めの本を紹介してくれた方が、利用者は図書館員には知られずに、自分の好きな本を紹介してもえらえる訳だから、プライバシー保護という観点からはより優れているのではないかと、とも言われています。

これから多くの学校図書館の貸出方式がコンピュータ式に貸出が変わっていくということを前提とするならば、こうした「新しい技術」を取り入れるかどうかについても、しっかり議論した上で、ガイドラインを見直していく時期が来ているようにも思います。時間がありませんでしたらこの点につきましても、ぜひ皆様のご意見をお聞かせ頂ければと思います。

#### ●おわりに

ここまで、学校図書館の貸出記録の管理方法について報告させて頂きましたが、私は学校図書館の仕事をしたことがありませんので、本日お話ししたことは、あくまでも図書館の外側にいる人間からみた問題提起です。もしかすると、とんちんかんな指摘もあったかもしれません。この後、討論の時間がありますので、ぜひご意見を頂ければと思っています。ひとまずここで私の発表は終わらせて頂きます。ありがとうございました。